

連邦エネルギー規制委員会と電力・ガス取引監視等委員会間の
覚書

1. 連邦エネルギー規制委員会（以下「FERC」という。）は、とりわけ連邦動力法（以下「FPA」という。）のセクション 201（16 U.S.C. 824 条）に規定された公益事業者による州際の実力の送電と卸電力販売、天然ガス法（以下「NGA」という。）のセクション 1（15 U.S.C. 717 条）と天然ガス政策法（以下「NGPA」という。）のセクション 601(a)（15 U.S.C. 3431(a) 条）に規定された州際の実力の天然ガスの輸送及び再販売のための州際の実力の天然ガスの特定の販売、NGPA のセクション 311（15 U.S.C. 3371 条）に基づいて認可された他の特定の天然ガスの輸送と販売、FPA のセクション 215（16 U.S.C. 824o 条）に基づく大(量)電力システムの信頼性について、米国内において排他的な法管轄権を有する。

2. 電力・ガス取引監視等委員会（以下委員会）は電気事業法 66 条の 2 に規定のとおり、エネルギー市場自由化の改革を目的に、より一層の実力、ガス及び熱取引市場監視の強化のため、経済産業大臣の下に設立された。

委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 報告徴収、立入検査、行政指導およびあっせん、仲裁
- (2) 電気事業、ガス事業および熱供給事業に関し講ずべき施策にかかる経済産業大臣への建議

委員会は、電力、ガスおよび熱市場における適正な監視と電力、ガスネットワークの中立性にかかる厳格な法規制の執行を行う。

3. FERC と委員会双方の規制当局の責任と共通の関心及び双方の機関が監視する市場における情報と規制にかかる経験や実務の共有が両機関にもたらす利益を認め、FERC と委員会はここに本覚書（以下「MOU」という。）にしたがって協力し、情報を共有する意向を表明する。

4. 本 MOU に基づく協力は以下のことが含まれるが、これらに限定されない。

- a. FERC のリクエストによる、委員会の以下に関連する情報とデータの提供
 - i. 委員会の監視や調査の手続と手法
 - ii. 委員会の市場監視と監査活動（職員の考察や分析を含むが、これらに限るものではない）
- b. 委員会のリクエストによる、FERC の以下に関連する情報とデータの提供
 - i. FERC の監視や調査の手続と手法
 - ii. FERC の市場監視と監査活動（職員の考察や分析を含むが、これらに限るものではない）

ない)

c. 米国と日本のエネルギー市場に関する双方の利益となるエネルギーの課題にかかわる議論

d. FERC、委員会および他の規制機関を含み得る共同訪問

e. 会議、web 会議、ワークショップ、電話会議、トレーニング活動および E メール
の交換

5. 本 MOU のそれぞれの当事者（以下「当事者」という。）は、本 MOU に基づき相手から提供されたいかなる情報（以下「情報」という。）も機密にし、かつ公表してはならず、また、米国または日本における適用法または規制に基づく場合、または相手方からの同意がある場合を除き、いかなる他者に対しても開示し、または利用可能な状態にしてはならない。

6. 本 MOU に従い情報を受け取った当事者に対して、第三者がその後に当該情報の開示または提供を要求する場合、その当事者は、その第三者の要求に対応する前にもう一方の当事者に相談しなければならない。

7. 本 MOU は、行政裁判および裁判において法的強制力を有する取り決めに意図するものではなく、FERC と委員会にどんな法的義務を課すことを意図するものでもない。本文書に署名する政府機関間の更なる協力のためのプロセスを築くことのみを意図している。

8. 本 MOU のいかなる条項も、FERC と委員会に対して、適用のあるいかなる既存または将来の法、規制、または政策の指示に抵触する行動を求めるものではない。

9. FERC と委員会は、別途合意する場合を除き、本 MOU に基づく活動を行うための金銭的コストのそれぞれの負担を分担する。全ての活動は、関係する当事者による資金拠出の承認を必要とする。

10. 本 MOU はそれぞれの当事者による署名がなされた時から効力をもつ。本 MOU は双方の当事者の書面による同意によりいつでも修正することができる。FERC と委員会は本 MOU に基づく協力をいつでも取りやめることができるが、30 日前の書面による通知を相手側に提出するよう努めなければならない。当該期間中は、当事者は、いかなる相違についても解決するよう誠実に努力しなければならない。